

2015年3月6日

規則等改正新旧対照表

1. ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則の改正

現行	改正
第16条の2	
1 被申立人は、第16条第1項に定める申立ての期限を経過した場合であっても、交差不服申立て又は後続の不服申立て（以下「交差不服申立て等」という）をすることができる。	1 被申立人は、第15条第1項に定める申立ての期限を経過した場合であっても、交差不服申立て又は後続の不服申立て（以下「交差不服申立て等」という）をすることができる。
附則	
附則8 この規則は、2015年1月1日に施行する。	附則8 この規則は、2015年1月1日に施行する。 附則9 <u>この規則は、2015年3月6日に施行する。</u>

2. 手続費用支援に関する規則の改正案

現行	改正
第1条	
この規則は、 <u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> （以下「当機構」という。）が行う仲裁又は調停事業において申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われぬ虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に、当機構が仲裁又は調停の手続に必要な費用の支援（以下「手続費用支援」という。）を行うために必要な事項を定める。	この規則は、 <u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u> （以下「当機構」という。）が行う仲裁又は調停事業において申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われぬ虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に、当機構が仲裁又は調停の手続に必要な費用の支援（以下「手続費用支援」という。）を行うために必要な事項を定める。
附則	
附則4 この規則は、2014年4月1日から施行する。	附則4 この規則は、2014年4月1日から施行する。 附則5 <u>この規則は、2015年3月6日から施行する。</u>

3. 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則

<特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則>

現行	改正
第2条（この規則の適用）	
この規則は、当事者が紛争を本規則による仲裁に付する旨の合意（以下「仲裁合意」という。）をした場合に適用される。ただし、スポーツ仲裁規則又はドーピング紛争のためのスポーツ仲裁規則が適用される場合を除く。	この規則は、当事者が紛争をこの規則による仲裁に付する旨の合意（以下「仲裁合意」という。）をした場合に適用される。ただし、スポーツ仲裁規則又はドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則が適用される場合を除く。
第9条（定義）	
2 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構をいう。	2 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構をいう。
第10条（事務）	
この規則による仲裁に関する事務は、別に定める「スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構事務体制に関する規程」に基づき、日本スポーツ仲裁機構が行う。	この規則による仲裁に関する事務は、別に定める「スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程」に基づき、日本スポーツ仲裁機構が行う。
第12条（提出部数・提出先）	
当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を1名とすることが決まっていなくても3とする。）と被申立人の数に1を加えた部数とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。	当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を1名とすることが決まっていなくても3とする。）と被申立人の数に1を加えた部数とする。ただし、この規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。
第14条（仲裁の申立て）	
1 この規則による紛争を仲裁申立てようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。 (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること (2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所 (3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所 (4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス） (5) 申立ての対象となる決定の特定	1 この規則による仲裁を申し立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。 (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること (2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所 (3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所 (4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス） 削除

<p>(6) 請求の趣旨(求める救済内容)</p> <p>(7) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(8) 紛争の概要</p> <p>(9) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p>	<p>(5) 請求の趣旨(求める救済内容)</p> <p>(6) 必要がある場合には、暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(7) 紛争の概要</p> <p>(8) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p> <p><u>1の2 団体である申立人は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 15 条 (仲裁申立ての受理及び通知)</p>	
<p>1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立てを受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写し及び申立人が援用している仲裁合意の写しを添付する。</p>	<p>1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金及び管理料金の納付の確認の後、申立てを受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写し及び申立人が援用している仲裁合意の写しを添付する。</p>
<p>第 17 条 (仲裁手続分離の申立て)</p>	
<p>2 前項の場合には、あらためてされた仲裁申立てはすべて、当初の仲裁申立書が日本スポーツ仲裁機構に提出された日にされたものとみなす。ただし、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項に定める期間については、改めてされた仲裁申立ての仲裁申立受理通知の発信日を起算点とする。</p>	<p>2 前項の場合には、あらためてされた仲裁申立てはすべて、当初の仲裁申立書が日本スポーツ仲裁機構に提出された日にされたものとみなす。ただし、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項に定める期間については、あらためてされた仲裁申立ての仲裁申立受理通知の発信日を起算点とする。</p>
<p>第 20 条</p>	
<p>1 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を日本スポーツ仲裁機構に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、スポーツ仲裁パネルが成立した後においては、申立変更許可申請書を当該スポーツ仲裁パネルに提出してその許可を得なければならない。</p> <p>2 スポーツ仲裁パネルは、前項の許可をするに先立ち、被申立人の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更が仲裁手続の進行を著しく遅延させる場</p>	<p>1 申立人(反対請求の申立人を含む)は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を日本スポーツ仲裁機構に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、スポーツ仲裁パネルが成立した後においては、申立変更許可申請書を当該スポーツ仲裁パネルに提出してその許可を得なければならない。</p> <p>2 スポーツ仲裁パネルは、前項ただし書の許可をするに先立ち、相手方当事者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p>

<p>合、<u>被申立人</u>の利益を害する場合、又はその申立ての変更を許可することが不適当と認めるその他の事情があると認める場合は、第1項の許可を行わない。</p> <p>4 変更された申立てに対する答弁については第18条の規定を準用する。ただし、期間については、日本スポーツ仲裁機構が被申立人当事者に申立ての変更の通知を発信した日から起算する。</p>	<p>3 スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更が仲裁手続の進行を著しく遅延させる場合、<u>相手方当事者</u>の利益を害する場合、又はその申立ての変更を許可することが不適当と認めるその他の事情があると認める場合は、第1項<u>ただし書</u>の許可を行わない。</p> <p>3の2 申立ての変更については、第14条の規定を準用する。</p> <p>4 変更された申立てに対する答弁については第18条<u>及び第19条</u>の規定を準用する。ただし、期間については、日本スポーツ仲裁機構が<u>相手方当事者</u>に申立ての変更の通知を発信した日から起算する。</p>
<p>第23条（仲裁人）</p>	
<p>4 仲裁人は、前項に定めるスポーツ仲裁人候補者リストの中から<u>選任</u>しなければならない。ただし、当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>5 仲裁人選任後においては、仲裁人と当事者とは、事案について相互に直接連絡をとってはならない。ただし、特段の事情がある場合において、公正性を損なわないような方法であればこの限りではない。</p>	<p>4 仲裁人は、前項に定めるスポーツ仲裁人候補者リストの中から<u>選定</u>しなければならない。ただし、当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>5 仲裁人選定後においては、仲裁人と当事者とは、事案について相互に直接連絡をとってはならない。ただし、特段の事情がある場合において、公正性を損なわないような方法であればこの限りではない。</p>
<p>第24条（仲裁人の人数及びスポーツ仲裁パネル）</p>	
<p>2 スポーツ仲裁パネルは、すべての仲裁人が<u>選定</u>された時に成立する。</p>	<p>2 スポーツ仲裁パネルは、すべての仲裁人が<u>就任</u>した時に成立する。</p>
<p>第26条（仲裁人の選定通知）</p>	
<p>1 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されている者を仲裁人として選定したときは、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、遅滞なく相手方当事者及び<u>すでに</u>選定されている仲裁人に、その写しを送付する。</p> <p>3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第4項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、</p>	<p>1 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されている者を仲裁人として選定したときは、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、遅滞なく相手方当事者及び<u>既に</u>選定されている仲裁人に、その写しを送付する。</p> <p>3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第4項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、</p>

<p>遅滞なく相手方当事者及び<u>すでに</u>選定されている仲裁人に、その者の氏名並びに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。</p> <p>4 日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定したときは、遅滞なく当事者及び<u>すでに</u>選定されている仲裁人に、その者の氏名を通知する。</p>	<p>遅滞なく相手方当事者及び<u>既に</u>選定されている仲裁人に、その者の氏名並びに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。</p> <p>4 日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定したときは、遅滞なく当事者及び<u>既に</u>選定されている仲裁人に、その者の氏名を通知する。</p>
<p>第 32 条 (審理手続の原則)</p>	
<p>2 審問その他審理手続はスポーツ仲裁パネル(3名の仲裁人の場合には仲裁人長)の指揮のもとに行う。</p>	<p>2 審問その他審理手続はスポーツ仲裁パネル (3名の仲裁人の場合には仲裁人長)の指揮のもとに行う。</p>
<p>第 42 条 (同一手続による複数の仲裁申立ての審理)</p>	
<p>1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の同意を得て、これを一つの手続に併合することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の競技団体規則、<u>仲裁合意、契約</u>に基づくものであるときは、併合についての当事者の同意は必要としない。</p>	<p>1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の同意を得て、これを一つの手続に併合することができる。ただし、複数の仲裁申立てが<u>同一の仲裁合意、契約</u>に基づくものであるときは、併合についての当事者の同意は必要としない。</p>
<p>第 50 条 (仲裁判断)</p>	
<p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の本文において、管理料金、手続に必要な費用及び仲裁人報償金について、それらの合計額とその当事者間の負担割合を記載し、さらに、これにより算出される負担額が<u>すでに</u>その者が日本スポーツ仲裁機構に納付した金額を超える当事者があるときは、その差額を相手方に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p>	<p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の本文において、管理料金、手続に必要な費用及び仲裁人報償金について、それらの合計額とその当事者間の負担割合を記載し、さらに、これにより算出される負担額が<u>既に</u>その者が日本スポーツ仲裁機構に納付した金額を超える当事者があるときは、その差額を相手方に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p>
<p>第 56 条 (仲裁判断)</p>	
<p>3 緊急仲裁手続においては、第 24 条の規定にかかわらず、原則として仲裁人は 1 名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を 3 名とし、必要に応じて当</p>	<p>3 緊急仲裁手続においては、第 24 条の規定にかかわらず、原則として仲裁人は 1 名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選定する。ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を 3 名とし、必要に応じて当事者</p>

事者の意見を参考にしつつ、その3名を選任することが出来る。	の意見を参考にしつつ、その3名を選定することが出来る。
第57条（料金等の納付義務）	
2 前項の納付をめぐる日本スポーツ仲裁機構と当事者間の紛争については、当事者間の紛争についての仲裁パネルの判断に従う。	2 前項の納付をめぐる日本スポーツ仲裁機構と当事者間の紛争については、当事者間の紛争についての <u>スポーツ</u> 仲裁パネルの判断に従う。
附則	
附則8 この規則は、2014年10月6日から施行する。	附則8 この規則は、2014年10月6日から施行する。 附則9 <u>この規則は、2015年3月6日から施行する。</u>

<特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程>

現行	改正
第3条（申立料金・管理料金）	
1 申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金及び管理料金は次の通りとする。 (1) 申立料金は50,000（税別）とする。	1 申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金及び管理料金は次の通りとする。 (1) 申立料金は50,000 <u>円</u> （税別）とする。
第3条（申立料金・管理料金）	
1 申立人から仲裁申立てがなされたにもかかわらず、 <u>競技団体</u> が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の全額を返還する。 2 申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選任されていないときに仲裁申立てを取下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、管理料金の半額を返還する。	1 申立人から仲裁申立てがなされたにもかかわらず、 <u>被申立人</u> が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の全額を返還する。 2 申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選定されていないときに仲裁申立てを取下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、管理料金の半額を返還する。
附則	
附則3 この規則は2014年4月1日から施行する。	附則3 この規則は2014年4月1日から施行する。 附則4 <u>この規則は2015年3月6日から施行する。</u>

<特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程>

現行	改正
第3条（仲裁時間・時間単価）	

<p>2 時間単価は、40,000 円（税別）、30,000 円（税別）、25,000 円（税別）のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選任した仲裁人については、その当事者の意見を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。</p>	<p>2 時間単価は、40,000 円（税別）、30,000 円（税別）、25,000 円（税別）のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選定した仲裁人については、その当事者の意見を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 5 この規則は、2014 年 10 月 6 日から施行する。</p>	<p>附則 5 この規則は、2014 年 10 月 6 日から施行する。</p> <p><u>附則 6</u> <u>この規則は、2015 年 3 月 6 日から施行する。</u></p>